本多　一郎	意匠
峯　唯夫	意匠
村松由布子	意匠
村松　亮子	意匠
青島　恵美	商標
井滝　裕敬	商標
井出英一郎	商標
伊藤　信和	商標
稲葉　民安	商標
今井　貴子	商標
岩田　克子	商標
太田雅苗子	商標
大西　達夫	商標
鈴木　康仁	商標
尋木　浩司	商標
田辺　恵	商標
外川　英明	商標
苫米地正啓	商標
中山真理子	商標
西村　雅子	商標
樋口　頼子	商標
平澤　芳行	商標
藤田　典彦	商標
松井　宏記	商標
松尾　誠剛	商標
松嶋さやか	商標
宮尾　明茂	商標
森　徳久	商標
山口　栄一	商標
髙木　彰	総括
鳥居　稔	総括

公　告

諸　事　項

信託会社等営業保証金取戻し公告

信託会社等営業保証金規則（平成16年内閣府・法務省令第２号）第13条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　富嶽信託株式会社
２．住所　東京都千代田区有楽町１丁目７番１号
３．代表者の氏名　安倍　　寛
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
　10,000,000円
５．上記の者の営業保証金につき信託業法第11条第６項の権利を有する者は、平成26年９月27日までに信託会社等営業保証金規則様式第５による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部金融監督第一課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成26年３月27日

関東財務局長　坂本　正喜

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年３月27日

麹町税務署長　唯木　　誠

届出した者　ＳＦＣＧファンディング・コーポレーション
事務所等の名称　ＳＦＣＧファンディング・コーポレーション
事務所等の所在地　東京都千代田区丸の内三丁目２番３号
責任者の氏名　内山隆太郎
証明書の有効期限　平成27年２月12日

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年３月27日

麻布税務署長　内田　弘之

届出した者　Lloyds Bank plc
事務所等の名称　Lloyds Bank plc
事務所等の所在地　東京都港区赤坂二丁目11番７号赤坂ツインタワー新館５階
責任者の氏名　深町　正納
証明書の有効期限　平成26年７月１日

所得税法第214条の規定に該当しなくなった非居住者

所得税法（昭和40年法律第33号）第214条第２項による届出があったので、同条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年３月27日

渋谷税務署長　由谷　三次

届出した者　浅井　大介
事務所等の名称　浅井　大介
事務所等の所在地　東京都渋谷区鶯谷町17番４号
責任者の氏名　浅井　大介
証明書の有効期限　平成26年６月21日

公示送達

再審査請求人　千葉県鎌ヶ谷市南初富２―11―37
ベルビュウ初富203
鈴野　英明

上記の者に送達すべき平成25年労第119号通勤災害関係再審査請求事件に関する裁決書の謄本は東京都港区芝公園１―５―32労働委員会会館内労働保険審査会が保管し、いつでも再審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第20条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成26年３月27日

労働保険審査会会長　伊藤　博元

（備考）裁決の主文及び年月日

平成25年労第119号　通勤災害関係再審査請求事件
裁決の主文　本件再審査請求を棄却する。
裁決年月日　平成26年１月29日

再審査請求人　兵庫県三田市けやき台４―39―10
桃田　明子

上記の者に送達すべき平成25年労第185号給付基礎日額関係再審査請求事件に関する裁決書の謄本は東京都港区芝公園１―５―32労働委員会会館内労働保険審査会が保管し、いつでも再審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第20条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成26年３月27日

労働保険審査会会長　伊藤　博元

（備考）裁決の主文及び年月日

平成25年労第185号　給付基礎日額関係再審査請求事件
裁決の主文　本件再審査請求を棄却する。
裁決年月日　平成25年10月28日

高梁川水系小田川付替事業に係る環境影響評価書の公告及び縦覧について

環境影響評価法（平成９年法律第81号）第25条の規定により、高梁川水系小田川付替事業に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成し、評価書及び要約書の縦覧を行うこととしたので、同法第27条の規定に基づき公告する。

平成26年３月27日

国土交通省中国地方整備局長　栗田　　悟

１　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
　名称　国土交通省中国地方整備局
　代表者　中国地方整備局長　栗田　　悟
　主たる事務所の所在地
　　国土交通省中国地方整備局
　　広島県広島市中区上八丁堀６番30号広島合同庁舎第２号館
２　対象事業の名称、種類及び規模
　対象事業の名称　高梁川水系小田川付替事業
　対象事業の種類　国土交通省が行う放水路の新築事業
　対象事業の規模　土地の形状を変更する面積約107ha
３　対象事業が実施されるべき区域
　岡山県倉敷市及び同県総社市
４　関係地域の範囲
　岡山県倉敷市、同県総社市及び同県小田郡矢掛町
５　評価書の縦覧の場所、期間及び時間
　縦覧場所　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所高梁川出張所、岡山県土木部河川課、岡山県備中県民局建設部建設企画課、倉敷市環境リサイクル局環境政策部環境政策課、倉敷市建設局土木部土木課、倉敷市玉島支所建設課、倉敷市水島支所建設課、倉敷市真備支所建設課、倉敷市船穂支所、倉敷市船穂公民館、総社市建設部土木課、総社市清音支所、矢掛町農林建設課
　縦覧期間　平成26年３月27日（木）から平成26年４月28日（月）まで（土曜日、日曜日、祝休日を除く。倉敷市船穂公民館は、月曜日、祝休日、月曜日が祝休日にあたる時はその翌日を除く。）
　縦覧時間　午前８時30分から午後５時まで（倉敷市船穂公民館は、火曜日から土曜日は、午前９時から午後10時まで、日曜日は、午前９時から午後５時まで）